

平成23年3月30日

社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

1. 処分を受けた協会員名
スター為替証券 株式会社

2. 処分内容
過怠金100万円の賦課

3. 処分理由

平成22年8月1日から同年11月9日の間、営業日ごとの一定時刻(以下、「判定時」という。)における「くりっく365」取引に係る証拠金等の(既に確定した未払い手数料を控除していない)実預託額が東京金融取引所の定める維持必要預託額に不足していながら、その後の為替相場の変動等の影響によりその不足が解消したことから、顧客にその不足額を預託させることなく当該取引(738件)を継続させていた。これとは別に、改めて法令に従い実預託額を(既に確定した未払い手数料を控除して)算出した結果、判定時における当該実預託額が東京金融取引所の定める維持必要証拠金額に不足していながら、顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続させていた事例が、平成22年8月1日から同年11月16日の間に772件認められた。

また、店頭取引においても、平成22年8月1日以降、判定時の実預託額が維持必要証拠金額に不足していながら、例えば、不足が解消しないまま連続6営業日の間、顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続させていた。(違反行為件数:15口座、延べ日数46日)

今回の違反行為は、金融商品取引法第38条に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号並びに、金融先物取引業務取扱規則第3条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものであり定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

4. その他

処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上